

理事会会議資料

(令和4年度第4回)

令和5年1月26日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和4年度 第4回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和5年1月26日(木)

午前10時30分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 副会長の選定について

報告第1号 令和4年度(4～11月)事業実施状況及び予算執行状況について

議案第2号 補欠評議員候補者の推薦について

議案第3号 苦情解決にかかる第三者委員の選考について

議案第4号 職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について

議案第5号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について

議案第6号 令和4年度第3回評議員会の招集について

5. 閉 会

議案第 1 号 副会長の選定について

＜提案理由＞

定款第 21 条第 2 項の規定に基づき、副会長 1 名を、理事の中から選定するものです。

令和 5 年 1 月 26 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 1 月 26 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 4 回 理事会

社会福祉法人 神栖市社会福祉福祉協議会 副会長

No	役職名	氏 名	備考
1	副会長	篠塚 洋一	

報告第1号

令和4年度（4～11月）事業実施状況及び予算執行状況について

＜提案理由＞

令和4年4月から令和4年11月までの8ヶ月間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第20条第5項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

令和5年1月26日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（令和4年4月～11月）

I. 総合相談体制の充実強化

1. 相談援助機能の充実強化

（1）組織による相談援助の強化（総合相談。相談対応件数）（自主事業）

（i）日常生活圏域別相談件数

※前年度：前年4月～11月

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談 件数	第Ⅰ圏域	497	535	484	478	500	556	474	392	3,916	6,767
	第Ⅱ圏域	189	196	266	201	269	267	176	193	1,757	3,433
	第Ⅲ圏域	160	144	210	178	184	180	141	139	1,336	2,371
	上記以外	34	34	45	28	43	47	42	40	313	284
計		880	909	1,005	885	996	1,050	833	764	7,322	12,855
（前年度）		1,707	1,732	1,819	1,436	1,768	1,641	1,454	1,298	12,855	

（ii）相談内容別件数

※前年度：前年4月～11月

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 緊急生活支援	37	36	17	32	33	25	5	11	196	285
2 生活福祉資金	235	256	329	186	240	265	127	77	1,715	5,758
3 行旅人支援	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
4 低額診療	0	0	22	6	3	11	3	12	57	41
5 自立相談支援	164	192	153	203	231	216	167	170	1,496	2,702
6 (新)家計改善支援	9	11	0	5	2	3	5	11	46	—
7 (新)就労準備支援	1	3	3	2	5	6	7	2	29	—
8 生活相談(他)	16	17	10	16	4	9	7	12	91	51
9 日常生活自立支援	85	95	122	118	140	127	166	135	988	977
10 成年後見	52	38	28	39	60	27	34	40	318	327
11 障害相談	98	99	113	150	122	157	165	124	1,028	1,055
12 こころの相談	3	3	3	6	1	7	2	0	25	50
13 発達相談	83	30	42	27	31	34	25	33	305	262
14 ひきこもり	7	8	6	3	8	1	6	3	42	57
15 高齢者	1	0	5	4	4	6	0	1	21	9
16 貸出事業	4	0	3	2	4	1	0	1	15	6
17 福祉教育	1	17	26	4	17	12	19	19	115	92
18 ボランティア	28	24	51	39	23	48	23	40	276	211
19 ファミリーサポート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	590
20 ういるかみす	51	74	70	40	64	71	68	70	508	329
21 苦情	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3
21 その他	5	6	2	2	2	24	4	3	48	50
計	880	909	1,005	885	996	1,050	833	764	7,322	12,855
（前年度）	1,707	1,732	1,819	1,436	1,768	1,641	1,454	1,298	12,855	

※相談者への対応にあたっては、増加傾向が続いている「生活福祉資金」等生活相談対応のため、前年度に引き続き、相談者の誘導と申請手続の一部を人材派遣会社との派遣契約により実施しています。

(2) 課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）（自主事業）

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
民協定例会へ参加	0	0	1	0	0	0	0	0	1
同行訪問、情報共有	10	9	11	13	9	6	4	6	68
（前年度）	4	9	7	16	8	13	10	9	76

(3) 他機関の相談窓口とのネットワークづくり（自主活動）

- ・生活福祉資金特例貸付の償還業務についての周知
（神栖市課税課、市民課、契約管財課、市民協働課、波崎総合支所。5月～6月、10月）
- ・生活困窮者自立支援事業（家計改善支援・就労準備支援）についての周知
（神栖市納税課、市民協働課、消費生活センター、白十字病院医療連携室、神栖済生会病院医療連携室、地域包括支援センター白十字会かみす、地域包括支援センター済生会かみす、地域包括支援センターみのり。5月～7月）

2. コミュニティソーシャルワークの充実強化

(1) 課題解決へのネットワークづくり（自主事業）

※前年度：前年4月～11月

会議の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
ケース会議(社協主催)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケース会議(他機関主催)	1	0	1	1	0	0	0	0	3	0
連携会議(他機関主催)	1	2	5	1	4	1	2	4	20	14
計	2	2	6	2	4	1	2	4	23	14
（前年度）	0	3	3	2	1	0	2	3	14	

(2) 生活課題解決に対する組織化・事業化（自主事業）

- ・地域ネットワーク勉強会の開催

開催日	内 容	参加者
令和4年 5月18日	第266回「対人援助職に必要な成年後見制度の基礎知識 ～支援者が一人で抱え込まないために～」 講師：橘田勝(神栖市社協 後見ホットライン担当/社会福祉士・精神保健福祉士)	43名
6月17日	第267回「環境変化に対するストレスマネジメント ～コロナ禍における心の健康の整え方～」 講師：宮内厚季氏(HeartMapGarden代表/産業カウンセラー・セルフカウンセラー)	23名
7月14日	第268回「地域で支える障害者の就労支援 ～ミスマッチを防ぐための支援と事業所連携～」 講師：小原夕美子氏((株)コンパス障がい者就労支援センターコンパス 管理者) 二本柳英子氏(一般社団法人O.Kfactory Kichi-Kuroくちくろ 管理者)	46名
11月25日	第269回「地域で支える障害者の就労支援 第二弾 ～ミスマッチを防ぐための取り組み～」 講師：高根由起子氏(常務)・大和田好美氏(社会福祉士)(株式会社グッドライフ) 城之内靖史氏(社会福祉法人しあわせ会ハミングハウス/社会福祉士)	60名

※4月、8月、9月、10月の地域ネットワーク勉強会は中止しました。

3. 職員派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化 (自主事業)

- (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣 (神栖市社会福祉課) 1名派遣
 (2) 家庭児童相談専門員の派遣 (神栖市こども福祉課) 1名派遣

(i) 会議・研修

開催日	内 容	場 所
令和4年 8月2日	職員研修(地域福祉総合相談センター・兼派遣元職員研修)	保健・福祉会館

※本会は労働者派遣事業所として厚生労働大臣の許可を受け、福祉関係事業所等の窓口にて本会専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)を派遣しています。各派遣先、派遣職員とのネットワークをもとに他の関係機関とも協力して、ケース会議等を積み重ね、支援ネットワークを強化します。

II. 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

1. 精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

(i) 精神保健相談「こころの相談室」 (平成20年度自主事業開始) ※前年度：前年4月～11月

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓 口	0	2	1	1	1	3	1	0	9	12
電 話	3	1	2	5	0	4	1	0	16	38
訪 問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	3	3	6	1	7	2	0	25	50
(前年度)	9	5	5	14	4	1	6	6	50	

(ii) 精神保健デイケア事業 (平成16年度自主事業開始、
平成17年度神栖市より一部受託。受託金額3,200,000円)

・神栖地区「青空」 (毎週水曜日・木曜日・金曜日) ※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	12	10	14	13	12	13	12	11	97	98
延べ利用人数	59	44	75	64	52	48	50	50	442	466

・波崎地区「ほのぼの」 (毎週火曜日) ※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	4	4	4	4	5	4	4	5	34	33
延べ利用人数	10	11	9	7	8	7	8	13	73	88

(2) 発達障害児等支援の充実

(i) 会議・研修会

- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会に出席（6月）
- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会研修会に出席（8月）

(ii) ことばと発達の相談室 （平成元年度自主事業開始。言語聴覚士へ委託して実施）

・事業実績

※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	14	15	16	16	13	17	12	11	114	91
（前年度）	19	14	13	12	4	0	17	12	91	

・会議等

市教育指導課主催 連携会議（各課の事業について情報共有。4月）

市障がい福祉課主催 神栖市内の言語発達支援事業に係る打ち合わせ（10月）

(iii) 知的障害への理解を深める活動の展開 （自主活動）

- ・鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」活動支援

(3) ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築 （再掲。令和元年度自主事業開始）

※前年度：前年4月～11月

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓 口	2	4	1	2	0	0	1	0	10	6
電 話	3	2	3	1	6	0	4	2	21	39
訪 問	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
家族相談(月2回)	2	2	1	0	2	1	1	1	10	12
計	7	8	6	3	8	1	6	3	42	57
（前年度）	4	14	12	3	9	0	10	5	57	

※家族相談は心理療法士から助言を受け実施しています。

(4) 地域生活支援センター「障害者相談支援(専門相談)」の運営

(i) 神栖市障害者相談支援事業の運営 （平成18年度神栖市受託事業。受託金額6,000,000円）

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数(身体障害)	45	51	44	87	72	83	72	52	506	507
相談件数(知的障害)	35	12	15	24	18	34	34	21	193	165
相談件数(精神障害)	17	35	52	37	27	40	55	47	310	366
相談件数(その他)	1	1	2	2	5	0	4	4	19	17
障害支援区分認定調査	5	4	5	6	5	6	6	6	43	45

(ii) 障害者総合支援法 指定特定相談支援（計画作成）事業所の運営

（平成26年度自主事業開始。年間収入予算1,853,000円）

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
サービス計画作成	11	3	0	2	2	3	7	5	33	33
モニタリング実施	9	0	6	3	5	18	3	1	45	51
計	20	3	6	5	7	21	10	6	78	84
（前年度）	21	4	6	4	6	21	17	5	84	

(5) 各種福祉サービス

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
介護機器の貸出	17	4	12	8	6	11	14	15	87	45
福祉車両レンタカー料助成	1	5	9	2	8	3	9	6	43	21

2. 権利擁護関連活動の充実（福祉後見サポートセンターかみすの運営）

(1) 福祉後見サポートセンターかみす活動の充実 （平成28年度自主事業開始、神栖市より

法人後見支援業務の一部受託。受託金額376,852円）

・事業受任状況 11月末現在4名受任中（後見4名）

・相談対応、後見人業務

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
新規相談件数	2	6	4	3	4	2	3	2	26	16
受任活動件数	45	26	23	35	56	22	29	36	272	279
専門員活動件数	52	38	28	39	60	27	34	40	318	327
ケアカンファレンス	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1

(2) 日常生活自立支援事業の運営 （平成13年度茨城県社協受託事業。受託金額2,562,000円）

・事業契約状況 11月末現在契約者26名

・相談対応、自立支援専門員業務

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	2	4	3	1	2	2	1	7	22	23
生活支援員活動件数	7	8	8	6	5	9	10	9	62	101
専門員活動件数	78	87	114	112	135	118	156	126	926	876
ケアカンファレンス	1	0	1	0	1	3	3	2	11	12

3. 生活困窮者への支援活動

(1) 施策の活用による生活困窮世帯への支援

※前年度：前年4月～11月

支援の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
生活福祉資金貸付	福祉費	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	総合支援資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合支援資金(特例)	20	25	21	7	13	31	—	—	117	421
	総合支援資金(延長)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	160
	総合支援資金(再貸付)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	412
	緊急小口資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	緊急小口資金(特例)	16	22	17	11	15	26	—	—	107	383
低額診療制度の申請		0	0	2	0	0	1	1	1	5	3
行旅人支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急生活支援事業の実施		7	6	3	9	6	5	1	1	38	57

※生活福祉資金貸付は、貸付申請にかかる事務を茨城県社協から受託して実施しています。うち(特例)とは、新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯を対象とした「緊急小口資金(特例)」「総合支援資金(特例)」の貸付です。この制度は令和2年3月25日から始まり、申請受付期間は当初令和2年7月末日までとされていましたが、その後10回延長され、令和4年9月末日で終了しました。

※「低額診療制度の申請」は自主活動、「行旅人支援」「緊急生活支援事業」は自主事業です。

(2) 生活困窮者自立支援事業の運営

(平成29年度神栖市より自立相談支援事業受託事業。受託金額15,711,000円)

(令和4年度神栖市より家計改善支援事業・就労準備支援事業受託事業。受託金額19,000,000円)

生活困窮による生活全般の困りごとの相談窓口を設置し、専門の支援員が本会生活福祉活動や民間支援事業を活用しながら市や他機関と連携し、自立に向けた相談支援、就労支援を行います。令和4年度から神栖市より新たに家計改善支援事業、就労準備支援事業を受託し実施しています。

(i) 相談支援活動実績

※前年度：前年4月～11月

相談経路		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓 口 (総計)		70	93	68	74	90	77	80	61	613	1,223
	自立相談支援	68	86	67	70	87	72	74	59	583	1,223
	家計改善支援(新)	2	6	0	3	1	1	2	2	17	
	就労準備支援(新)	0	1	1	1	2	4	4	0	13	
電 話 (総計)		99	96	71	105	134	128	91	109	833	1,437
	自立相談支援	92	91	69	104	131	126	85	99	797	1,437
	家計改善支援(新)	6	3	0	1	1	1	3	8	23	
	就労準備支援(新)	1	2	2	0	2	1	3	2	13	
訪 問 (総計)		5	17	17	31	14	20	8	13	125	42
	自立相談支援	4	15	17	29	13	18	8	12	116	42
	家計改善支援(新)	1	2	0	1	0	1	0	1	6	
	就労準備支援(新)	0	0	0	1	1	1	0	0	3	
合 計		174	206	156	210	238	225	179	183	1,571	2,702
うち新規相談		39	47	30	27	35	33	13	6	230	542
(前年度合計)		386	376	376	288	352	353	311	260	2,702	

(ii) 自立支援計画（プランの作成）

※前年度：前年４月～11月

種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	計	前年度
プラン作成	1	6	5	5	8	5	3	4	37	39
住居確保給付金	1	6	4	5	6	5	3	4	34	39
家計改善支援(新)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
就労準備支援(新)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
プラン終結	0	89	21	10	4	2	4	8	138	

(iii) 各事業ごとの実施状況

(ア) 住居確保給付金申請件数

※前年度：前年４月～11月

種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	計	前年度
新規（１～３カ月）	1	6	4	5	4	4	3	2	29	34
延長（４～６カ月）	2	2	2	6	4	3	0	3	22	32
再延長（７～９カ月）	1	1	3	1	4	0	2	3	15	31
再々延長（10～12カ月※終了）	—	—	—	—	—	—	—	—	0	30
再支給（１～３カ月）	3	1	1	3	4	2	2	2	18	32

※再支給は令和４年１２月で受付期間終了

(イ) 家計改善支援事業

事業実績	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	計	前年度
相談者数	9	11	0	5	2	3	5	11	46	
実利用者数	0	0	0	0	1	1	1	1	4	
うち新規利用者数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
うち継続利用者数	0	0	0	0	0	1	1	1	3	
延べ利用者数	0	0	0	0	1	1	1	1		

(ウ) 就労準備支援事業

事業実績	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	計	前年度
相談者数	1	3	3	2	5	6	7	2	29	
実利用者数	0	0	0	0	1	1	1	1	4	
うち新規利用者数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
うち継続利用者数	0	0	0	0	0	1	1	1	3	
延べ利用者数	0	0	0	0	1	1	1	1		

(エ) その他（生活保護受給者等就労自立促進事業、自立相談支援事業による就労支援など）

事業実績	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	計	前年度
実利用者数	0	0	1	1	1	1	0	0		
うち新規利用者数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
うち継続利用者数	0	0	0	1	1	1	0	0	3	
延べ利用者数	0	0	1	1	1	1	0	0	4	

Ⅲ. 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

1. ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援

(1) ボランティアセンター機能の充実強化（自主事業）

(i) 交流サロン利用、ボランティア登録

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
交流サロンの利用	89	105	92	142	98	83	76	60	745	390
ボランティア登録	939	91	16	21	0	31	23	26	1,147	1,138
ボランティア保険加入	491	57	22	11	0	8	24	22	635	684

(ii) ボランティア相談の内訳

※前年度：前年4月～11月

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 ボランティア活動	12	8	17	9	4	7	8	8	73	34
2 ボランティア依頼	1	5	8	5	2	6	5	6	38	31
3 ボランティア保険	0	1	4	13	3	9	2	8	40	4
交流サロン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 福祉活動基金等助成	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1
5 善意銀行	10	3	13	5	11	24	7	14	87	100
6 災害時対応	0	1	0	0	0	1	1	0	3	7
7 広報啓発	1	3	4	0	3	0	0	1	12	4
8 ボランティア講座・交流	0	0	0	1	0	0	0	2	3	2
9 ういのかみず(再掲)	51	74	70	40	64	71	68	70	508	329
10 ファミリーサポートセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	590
11 地区別・目的別サロン	2	2	5	6	0	1	0	1	17	2
12 福祉団体	1	0	0	0	0	0	0	0	1	26
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	79	98	121	79	87	119	91	110	784	1,130
(前年度)	106	120	132	131	122	148	190	181	1,130	

※10ファミリーサポートセンターは令和3年度で受託終了

(2) 目的別コミュニティづくりの側面的支援（自主事業）

- ・高齢者サロン数（R04.11.30時点） 13ヶ所（前年同時期 13ヶ所）
- ・子育てサロン数（R04.11.30時点） 2ヶ所（前年同時期 2ヶ所）
- ・当事者グループ数（R04.11.30時点） 3団体（前年同時期 3団体）

※サロン活動は新型コロナ型コロナウイルス感染症の影響で休止されていましたが、徐々に活動を再開するサロンが増え、12月時点では5サロンが再開されています。

2. 市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

(1) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営（平成8年度自主事業開始。

ういるかみす会員利用料等を使用)

4年11月末時点 利用会員 43名 協力会員 17名

・事業実績

※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
利用件数	33	46	56	28	30	44	52	35	324	246
利用時間（1時間700円）	43.0	77.0	95.5	36.5	39.0	83.0	99.5	46.0	519.5	403.5

※協力会員養成基礎講座を9月に開催（4名登録）。12月に協力会員交流会、3月に2回目の協力会員養成基礎講座を開催する予定です。

(ii) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓（自主活動）

・2022年かみすボランティア体験月間

7月29日(金) 点字体験（協力：ひとみの会） 6名参加

8月4日(木) ベルマークの仕分け体験（協力：鐘の会） 2名参加

8月18日(木) ベルマークの仕分け体験（協力：鐘の会） 4名参加

8月23日(火) バルーンアート体験（協力：バルーンアートwa'mくーる） 14名参加

(2) 災害ボランティア受け入れ体制の整備（自主活動）

(i) 会議、研修会等への参加、被災地支援等

・神栖ライオンズクラブ主催「防災ボランティア講演会」参加（5月）

・「災害初動期対応チーム」メンバー養成研修会（6月、7月。全2日）

・令和4年台風第15号災害による静岡市清水区災害ボランティアセンター運営に係る職員派遣（11月11日～15日。1名）

・本会災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの改訂作業（12月より事務局内プロジェクトにより開始）

(3) 市民活動を応援するための助成（平成4年度自主事業開始。

福祉活動基金助成事業、茨城県ボランティア基金助成事業）

・ボランティアグループ助成（1グループ5万円を限度） 申請団体なし

・ボランティア協力校助成（1校5万円を限度） 9校が申請（申請通り助成決定）

(4) 神栖市社協会長顕彰の実施（平成20年度自主事業開始）

・福祉感謝会（令和5年2月25日開催予定）での実施を予定

3. 福祉教育支援活動の充実

(1) 小中学校等への福祉教育支援活動の推進

(平成5年度自主事業開始。共同募金助成金を活用)

開催日	実施団体名 (学年)	支援活動の内容
6月9日	深芝小学校 (5学年)	出前講座 (福祉の講話)
6月16日	深芝小学校 (5学年)	出前講座 (車いす体験)
6月27日	息栖小学校 (4学年)	出前講座 (福祉の講話)
6月28日	息栖小学校 (4学年)	出前講座 (車いす体験)
6月29日	息栖小学校 (4学年)	出前講座 (アイマスク体験)
7月4日	須田小学校 (5学年)	出前講座 (高齢者疑似体験、手話体験)
9月7日	深芝小学校 (5学年)	出前講座 (アイマスク体験)
9月22日	深芝小学校 (5学年)	出前講座 (高齢者疑似体験)
10月5日	軽野小学校 (4学年)	出前講座 (福祉の講話、グループワーク)
10月11日	波崎西小学校 (5学年)	出前講座 (福祉の講話)
10月12日	大野原小学校 (6学年)	出前講座 (福祉の講話)
10月25日	波崎西小学校 (5学年)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
10月26日	大野原小学校 (6学年)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
10月28日	大野原小学校 (6学年)	出前講座 (高齢者疑似体験)
10月31日	軽野小学校 (4学年)	出前講座 (車いす体験、高齢者疑似体験)
11月1日	大野原西小学校 (4学年)	出前講座 (車いす体験)
11月2日	大野原西小学校 (4学年)	出前講座 (点字体験、アイマスク体験)
11月17日	白十字看護専門学校 (1学年)	出前講座 (高齢者疑似体験)
12月9日	白十字看護専門学校 (1学年)	隣地実習 (講義：社会福祉協議会の概要)
12月13日	白十字看護専門学校 (1学年)	隣地実習 (権利擁護活動の同行訪問)
12月14日	白十字看護専門学校 (1学年)	隣地実習 (社協事業「精神障害者デイケア」に参加)

(2) 高校生の進路アシストカレッジの開催

(平成24年度自主事業開始。事業費の一部に

共同募金助成金、茨城県ボランティア基金助成金を活用)

- ・開催日：令和4年8月10日 (水)
- ・参加者：6名 (高校1年生2名・高校2年生2名・高校3年生2名)
- ・内 容：オンライン研修 (専門職4名の講話及びグループディスカッション)

当初計画では7月27日から8月10日の間で、福祉や医療の専門職とは何かを実際の現場で体験するプログラムを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により第1日目(開講式)と第2日目～5日目(体験実習)を中止し、最終日の8月10日にオンラインによる講座に変更しました。

4. その他

(1) きずなBOXの設置協力 (自主活動)

NPO法人フードバンク茨城と連携し、食品を寄付できる「きずなBOX(食料収集箱)」を、令和元年7月から神栖市保健・福祉会館に設置。波崎支所にも令和4年3月に設置しました。寄せられた食品(乾麺、レトルト食品、缶詰等、常温保存可能・未開封で賞味期限が2ヶ月以上残っているもの)は生活困窮者支援や社会福祉施設で活用されます。

・BOXに寄せられた食品（総重量）

月次	重量(kg)	寄せられた食品の内容（主なもの）
令和4年4月	23.0	インスタントラーメン、調味料、缶詰、レトルトカレー、飲料
5月	2.2	素麺、調味料、缶詰、インスタントコーヒー
6月	12.8	缶詰、パスタ、茶葉、カレールー、乾麺
7月	14.3	乾麺、缶詰、調味料、包装米飯
8月	52.1	乾麺、レトルト食品、調味料、お菓子、缶詰、お米、飲料
9月	1.1	茶葉、パスタ
10月	13.7	レトルトカレー、調味料、油、お餅、茶葉
11月	19.2	乾麺、調味料、缶詰、飲料
合計	138.4	（当月末時点の食品在庫 36.5kg）
（前年度）	85.3	※令和3年4月～11月

（2）もったいないを橋渡しプロジェクト ※新規（自主活動）

令和4年4月から、自治体・企業・団体等の賞味期限の迫った食品（災害非常食・売れ残り品等）を、事前に社協へ登録した市内の社会福祉施設やボランティア団体に有効活用してもらえるよう橋渡しを行う、食品ロス削減の取り組みとしてスタートしました。

・プロジェクト登録団体（11月末時点） 18 団体

・登録団体への食品類払い出し状況

月次	払出団体	払出重量(kg)	払い出した食品の内容（主なもの）
令和4年4月	8	0.0	保存水、缶詰、非常用保存食
5月	10	0.0	お米、缶詰、調味料、乾麺
6月	0	0.0	
7月	9	0.0	缶詰、調味料、乾麺、非常用保存食
8月	0	0.0	
9月	0	0.0	缶詰、乾麺、米、茶、菓子、非常食保存食
10月	0	0.0	缶詰、乾麺、米、菓子、非常食用保存食
11月	1	0.0	
合計	28	0.0	

IV 事業推進のための組織体制の発展・強化

1. 理解者を増やす広報（自主事業）

（1）広報紙「かみす社協ニュース」の発行 （毎月1日新聞折込 23,800部）

・計画通りの号数を発行。生活福祉資金特例貸付等、最新情報を中心に掲載しました。

（2）広報紙「ボランティアセンターマガジン」の発行 （偶数月15日新聞折込 23,800部）

・令和2年6月以降、単独での発行を見合わせ、必要な情報は「かみす社協ニュース」へ掲載していましたが、令和4年6月号から発行を再開し、現在は計画通り発行しています。

(3) 神栖市社会福祉協議会ホームページの運営

- ・4～11月の掲載数 158 件（前年同時期 199件）
- ・4～11月のアクセス数 88,342 件（前年同時期 22,780件）

※アクセス数は、令和3年10月までは「Googleアナリティクス」を使用（ウェブページ閲覧数のみ集計）し、令和3年11月以降は「(株)情報技術CMS」の「総カウント数」を使用しています。

(4) 神栖市社会福祉協議会リーフレットの発行（令和4年4月17日新聞折込 ほか）

(5) 福祉サービス一覧ポスターの掲示（市内493箇所へ配布）

- ・計画通り発行・配布しました。

2. 会員会費・寄付金の充実

(1) 社協会員加入状況（11月末時点）

- ・一般会費（1,000円～） 84地区 加入総額 9,221,300円（前年同時期 84地区 9,865,000円）
- ・特別会費（2,000円～） 18件 加入総額 47,000円（前年同時期 17件 60,000円）
- ・法人会費（20,000円～） 142法人 加入総額 3,320,000円（前年同時期 138法人 3,240,000円）
- ・団体会費（3,000円～） 6団体 加入総額 21,000円（前年同時期 4団体 14,000円）

(2) 寄付金収入の状況（11月末時点）

- ・一般寄付金収入 914,691 円（前年同時期 1,125,360円）
- ・指定寄付金収入 28,554 円（前年同時期 37,446円）

V 法人運営

1. 会議等の開催

開催日(※)	会議名・内容	出席者
令和4年 4月21日 (※)	第1回評議員選任委員会（委員現員数5名。書面審査） ・補欠評議員の選任（2名選任） (書面受領完了：4月28日)	(書面受領) 委員 5名
5月30日	監事による監査（監事の現員数2名） ・令和3年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名
6月13日	第1回理事会（理事の現員数18名） ・令和3年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認 ・令和4年度定時評議員会の招集	理事 15名 監事 1名
6月23日	第1回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・正副委員長の選出 ・令和3年度助成実績報告 ・令和4年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募6校） ・令和4年度福祉活動基金の運用基準（案）について	委員 6名
6月24日	定時評議員会（評議員の現員数31名） ・補欠役員の選任(理事2名選任) ・令和3年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認	評議員 21名 理事 2名 監事 1名

開催日(※)	会議名・内容	出席者
6月30日	第1回ボランティアセンター運営委員会（委員現員数7名） ・正副委員長の選出 ・令和3年度ボランティアセンター事業報告について ・令和4年度ボランティアセンター事業計画について	委員 6名
7月26日	第1回福祉後見サポートセンターかみす運営委員会（委員現員数6名） ・正副委員長の選出 ・福祉後見サポートセンターかみす運営現状について （令和3年度事業実績、令和4年度事業計画） ・公正証書に基づく保証支援活動の社会資源等調査報告について	委員 6名
7月27日 (※)	第2回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名。書面審査） ・令和4年度ボランティア協力校助成審査（第2次応募3校） ・令和4年度以降の福祉活動基金助成金のあり方について （書面受領完了：8月9日）	（書面受領） 委員 7名
9月27日	第2回理事会（理事の現員数18名） ・令和4年度（4月～7月）事業実施状況及び予算執行状況報告 ・正職員登用制度に関する要項の制定 ・常勤職員就業規則の一部改正	理事 14名 監事 2名
12月8日 (※)	第3回理事会（理事の現員数18名。書面同意により決議の省略） ・令和4年度第2回評議員会の招集 （書面受領完了：12月19日）	（書面受領） 理事 18名 監事 2名

※書面審査とした会議は「提案日」を開催日欄に記載しています。

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用予定

- ・募集職種 社会福祉協議会の事務・事業を担う一般事務職員（常勤職員－正職員登用候補者）
- ・採用方法 大卒者を対象に公募し、書類選考の後、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施
 - A 令和4年12月1日採用（募集人員：1人程度。応募者なし）
 - B 令和5年 4月1日採用（募集人員：1人程度。応募者2名）※大卒見込みを含む
- ・試験実施 10月23日（日） 第一次試験（作文試験、面接試験）
- ・試験結果 書類選考合格者2名に対し試験を行った結果、令和5年4月1日付で1名の採用を決定。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和4年度収支状況

自：令和4年4月1日 至：令和4年11月30日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	4年度予算 現在額	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	206,504,000	181,385,759	114,333,437	67,052,322	
社協自主事業	141,430,000	129,431,557	79,230,329	50,201,228	
地域福祉推進事業	127,263,000	115,663,568	71,739,982	43,923,586	
精神保健福祉支援事業	5,196,000	5,242,317	2,761,802	2,480,515	
成年後見制度に関する事業	8,971,000	8,525,672	4,728,545	3,797,127	
受託事業	50,974,000	43,226,771	29,198,608	14,028,163	
日常生活自立支援事業	2,900,000	92,414	1,614,397	△ 1,521,983	※1
精神障害者デイケア事業	3,288,000	3,200,000	1,835,097	1,364,903	
障害者相談支援事業	6,271,000	6,189,200	3,693,420	2,495,780	
生活困窮者自立支援事業	34,711,000	26,033,250	19,484,809	6,548,441	
生活福祉資金に関する事業	3,804,000	7,711,907	2,570,885	5,141,022	
障害者計画相談事業	1,853,000	1,100,260	837,132	263,128	
基金積立事業	2,101,000	1,182,915	450,000	732,915	
職員退職手当積立事業	10,146,000	6,444,256	4,617,368	1,826,888	
公益事業区分	18,479,000	13,713,544	9,864,004	3,849,540	
広告・自動販売機設置事業	495,000	226,294	0	226,294	
労働者派遣事業	17,984,000	13,487,250	9,864,004	3,623,246	
法人全体	224,983,000	195,099,303	124,197,441	70,901,862	

※1 受託金(茨城県社協)入金予定 令和5年1月

資金収支計算書

(自) 令和4年04月01日
(至) 令和4年11月30日

法人：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 1

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A-B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	14,050,000	12,609,300	1,440,700	
寄附金収入	2,000,000	943,245	1,056,755	
経常経費補助金収入	116,090,000	101,809,725	14,280,275	
受託金収入	48,825,000	39,790,302	9,034,698	
事業収入	21,594,000	15,617,559	5,976,441	
障害福祉サービス等事業収入	1,853,000	1,100,260	752,740	
受取利息配当金収入	15,000	2,044	12,956	
その他の収入	1,158,000	597,270	560,730	
事業活動収入計(1)	205,585,000	172,469,705	33,115,295	
< 支出 >				
人件費支出	161,248,000	91,872,236	69,375,764	
事業費支出	13,564,000	7,512,336	6,051,664	
事務費支出	28,185,000	17,370,543	10,814,457	
共同募金配分金事業費	189,000	43,226	145,774	
助成金支出	2,593,000	782,500	1,810,500	
事業活動支出計(2)	205,779,000	117,580,841	88,198,159	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△194,000	54,888,864	△55,082,864	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	908,000	435,600	472,400	
施設整備等支出計(5)	908,000	435,600	472,400	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△908,000	△435,600	△472,400	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
基金積立資産取崩収入	1,000,000	0	1,000,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	1,726,000	360,000	1,366,000	
拠点区分間繰入金収入	8,820,000	5,821,000	2,999,000	
その他の活動収入計(7)	11,547,000	6,181,000	5,366,000	
< 支出 >				
積立資産支出	3,000,000	0	3,000,000	
事業区分間繰入金支出	1,726,000	360,000	1,366,000	
拠点区分間繰入金支出	8,820,000	5,821,000	2,999,000	
その他の活動支出計(8)	13,546,000	6,181,000	7,365,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△1,999,000	0	△1,999,000	
予備費支出(10)	4,750,000	0	4,750,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△7,851,000	54,453,264	△62,304,264	
前期末支払資金残高(12)	7,851,000	16,448,598	△8,597,598	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	70,901,862	△70,901,862	

議案第 2 号

補欠評議員候補者の推薦について

<提案理由>

本会の評議員は、現在 31 名に就任をいただいておりますが、選出母体のひとつである「神栖市連合民生委員児童委員協議会」から、令和 4 年 11 月末をもって民生委員・児童委員の任期を満了した 10 名について、評議員推薦者を変更する旨の申出がございました。

退任される評議員の後任者について、評議員選任規程第 2 条の規定に基づき、理事会において候補者を推薦するものです。

また、候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の招集について、ご審議の上決議願います。

令和 5 年 1 月 26 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 1 月 26 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 4 回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿

(任期:令和3年6月25日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	氏 名	生年月日	選任規程による区分	選出母体等	備考
1	野 口 文 男	S25.02.01	地域福祉に関心を持つ者	市民児協(神栖一中地区民生委員)	
2	立原 ひろみ	S31.07.03	〃	〃 (〃)	
3	野 口 芳 夫	S28.07.08	〃	〃 (〃)	
4	宮 川 輝 雄	S25.06.21	〃	市民児協(神栖二中地区民生委員)	R5.1.10退任
5	菅 谷 清 美	S23.07.25	〃	〃 (〃)	
6	正 木 彰 一	S25.08.16	〃	〃 (〃)	R5.1.10退任
7	細 田 博	S28.03.28	〃	市民児協(神栖三中地区民生委員)	
8	柴 田 紘 子	S20.09.05	〃	〃 (〃)	
9	細田 喜代美	S29.10.07	〃	〃 (〃)	
10	山 口 五 郎	S23.02.23	〃	市民児協(神栖四中地区民生委員)	
11	草 薨 正 良	S27.05.07	〃	〃 (〃)	
12	平 島 幸 子	S28.04.10	〃	〃 (〃 主任児童委員)	
13	吉 川 栄 子	S24.01.17	〃	市民児協(波崎一中地区民生委員)	R5.1.10退任
14	下 田 信 子	S23.07.26	〃	〃 (〃)	R5.1.10退任
15	幸 保 雅 行	S24.12.18	〃	〃 (〃)	
16	安 藤 順 子	S22.10.12	〃	市民児協(波崎二中地区民生委員)	R5.1.10退任
17	小 出 治 夫	S22.06.11	〃	〃 (〃)	R5.1.10退任
18	高 木 京 子	S29.10.20	〃	〃 (〃)	
19	須之内儀兵衛	S21.01.23	〃	市民児協(波崎三中地区民生委員)	R5.1.10退任
20	須之内 正昭	S23.09.12	〃	〃 (〃)	R5.1.10退任
21	山家 多美子	S24.08.06	〃	〃 (〃)	
22	菱木 三恵子	S27.03.06	〃	市民児協(波崎四中地区民生委員)	R5.1.10退任
23	加 藤 時 一	S22.09.23	〃	〃 (〃)	R5.1.10退任
24	原 秀 吉	S28.09.04	〃	〃 (〃)	
25	高 橋 等	S38.01.01	NPO法人	N P O 法 人 あすなろ会	
26	坂 本 鉄 夫	S18.08.20	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	
27	山 間 松 代	S22.01.20	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	
28	大 塚 正 勝	S26.09.07	遺族会	神栖市遺族会	
29	府 馬 愛 子	S28.03.07	母子寡婦福祉会	神栖市母子寡婦福祉会	
30	保 立 憲 正	S44.05.03	行政関係者	神栖市長寿介護課	R4.4.1就任
31	出 沼 悦 子	S42.08.25	〃	神栖市障がい福祉課	R4.4.1就任

※令和4年4月1日現在

評議員推薦(案)

No.	前任者氏名	後 任 評 議 員 推 薦 案	
		氏 名	選出区分（所属・役職等）
1	宮川 輝雄	神内 利江	「地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （神栖二中地区民生委員）
2	正木 彰一	境 政一	「地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （神栖二中地区民生委員）
3	吉川 栄子	谷中 照子	「地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎一中地区民生委員）
4	下田 信子	野中 敬子	「地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎一中地区民生委員）
5	安藤 順子	安藤 渉	地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎二中地区民生委員）
6	小出 治夫	塙 昇	地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎二中地区民生委員）
7	須之内儀兵衛	池田 克久	地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎三中地区民生委員）
8	須之内 正昭	塚本 陽子	地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎三中地区民生委員）

No.	前任者氏名	後 任 評 議 員 推 薦 案	
		氏 名	選出区分（所属・役職等）
9	菱木 三恵子	原 和夫	「地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （神栖四中地区民生委員）
10	加藤 時一	原 正和	地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）」 推薦：神栖市連合民生委員児童委員協議会 （波崎四中地区民生委員）

※ 任期：令和5年1月10日から令和7年度定時評議員会終結時まで

評議員選任委員会の招集（案）

1. 実施方法 書面審議（今回は評議員10名の選任であることと、新型コロナウイルス感染症予防の観点から会議を招集せず、現委員全員から書面で意見を求めます）

議案第 3 号

苦情解決にかかる第三者委員の選考について

<提案理由>

本会の第三者委員は現在 2 名を任命しておりますが、徳永正克委員の退任に伴い、後任の第三者委員を、苦情解決に関する規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、別添（案）のとおりに選考しようとするものであり、ご審議の上議決願います。

令和 5 年 1 月 26 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 1 月 26 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 4 回 理事会

苦情解決にかかる第三者委員の選任について（案）

No.	前任者氏名	後 任 委 員 選 考 案	
		氏 名	選出区分（所属・役職等）
1	徳永 正克	森本 政一	地域の福祉関係者 ※民生委員児童委員協議会神栖地区副会長

議案第4号

職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について

＜提案理由＞

育児・介護休業法が改正され、それに伴い神栖市職員の育児休業等に関する条例をはじめとする市の関連条例も一部改正が行われたことから、本会の規則に関して一部改正を図るものです。

改正にあたっては、改正育児・介護休業法及び本会関連規程に準拠したうえで、正職員については神栖市職員の制度に準じ取得可能期間を「子が3歳に達するまで」とし、取得できる回数も「2回まで」とし、常勤職員及び非常勤職員（期間契約職員）については神栖市会計年度任用職員に準じた取り扱いとし、各条文の整理及び改正を行うものです。

改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和 5年 1 月 26日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5年 1 月 26日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和4年度 第4回 理事会

職員の育児・介護休業等に関する規程改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
（育児休業の対象者） 第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。 （1）入職1年以上であること。 （2）子が1歳6か月（第5項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （1）申出の日から1年（第4項及び第5項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者 3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。 （1）職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること （2）次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合	（育児休業の対象者） 第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、3歳（期間契約職員にあつては1歳）に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 ただし、期間契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。 （1）入職1年以上であること。 （2）子が1歳6か月（第5・6項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと者に限り育児休業をすることができる。 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （1）入職1年未満の者 （2）（2）申出の日から1年（第4項及び第5・6項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者 （3）1週間の所定労働日数が2日以下の者 3 配偶者が期間契約職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、期間契約職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。 4 次のいずれにも該当する期間契約職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。 （1）職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること （2）次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 （3）子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと 5 前項にかかわらず、産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項又は第4項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した期間契約職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。 (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (育児休業の申出の手続等) 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は2週間前）までに育児休業申出書（様式第1号）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の期間契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休暇をしていない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。 (1) 前条第1項に基づく休業をした者が同条第4項又は第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合 (3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合	5 6 次のいずれにも該当する期間契約職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。 (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと 7 前項にかかわらず、産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第4項、第5項又は第6項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した期間契約職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 (育児休業の申出の手続等) 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は2週間前）までに育児休業申出書（様式第1号）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の期間契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限り2回までとする。ただし、産後休暇をしていない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。 (1) 前条第1項に基づく休業をした者が期間契約職員が同条第4項又は第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合 (3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合 3 前条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1) 前条第4項又は第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合
---	---

3 本会会長は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 4 育児休業申出書が提出されたときは、本会会長は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に事務局長に育児休業対象児出生届（様式第3号）を提出しなければならない。 （育児休業の申出の撤回等） 第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式第4号）を事務局長に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会会長は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 3 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項及び第5項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項に基づく休業の申出をすることができる。 （育児休業の期間等） 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項、第4項及び第5項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書（様式第1号）に記載された期間とする。 2 前項にかかわらず、本会会長は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を	（2）産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 4 前条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 （1）前条第6項又は第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合 （2）産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項）に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 5 本会会長は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 6 育児休業申出書が提出されたときは、本会会長は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に事務局長に育児休業対象児出生届（様式第3号）を提出しなければならない。 （育児休業の申出の撤回等） 第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式第4号）を事務局長に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会会長は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。同条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項及び又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5-6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができる。 （育児休業の期間等） 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項、第4項及びから第5-7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書（様式第1号）に記載された期間とする。 2 前項にかかわらず、本会会長は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を
---	---

行うことができる。 3 職員は、育児休業期間変更申出書（様式第5号）により事務局長に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項及び第5項に基づく休業をしている場合は2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項及び第5項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で一回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会長は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （1）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、話し合いの上決定した日とする。） （2）育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。）第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第5項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。 （3）申出者について、産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日 （4）第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日 （介護休業の対象者） 第9条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。なお、期間契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。 （1）入職1年以上であること。 （2）介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日（93日経過日）を超えて6か月を経過する日	行うことができる。 3 職員は、育児休業期間変更申出書（様式第5号）により事務局長に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項及びから第5・7項に基づく休業をしている場合は2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項びから第5・7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で一回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会長は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （1）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、話し合いの上決定した日とする。） （2）育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。）第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第5・6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。 （3）申出者について、産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日 （4）第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日 （介護休業の対象者） 第9条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。なお、期間契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。 （1）入職1年以上であること。 （2）介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する
--	---

までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者 (育児休業等に関するハラスメントの禁止) 第28条 すべての職員は、この規則に基づく申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 2 第1項の言動を行ったと認められる職員に対しては、職員の懲戒処分の基準に関する規則に基づき、厳正に対処する。	日(93日経過日)を超えて6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと者に限り介護休業をすることができる。 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) 入職1年未満の者 (1,2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者 (育児休業等に関するハラスメントの禁止) 第28条 すべての職員は、この規則に基づく申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 2 第1項の言動を行ったと認められる職員に対しては、職員のハラスメントの防止等に関する規程及び職員の懲戒処分の基準に関する規則に基づき、厳正に対処する。 附 則 3 この規則は、令和5年2月1日から適用する。 (改訂則第38号)
---	---

議案第 5 号

事務局職員就業規則の一部改正(案)について

＜提案理由＞

育児・介護休業法改正に伴う神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に合わせ、本会の規則に関して一部改正を図るものです。

改正の内容は、「職員の育児参加のための休暇」を新たに特別休暇として定めるもので、改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和 5 年 1 月 2 6 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 1 月 2 6 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 4 回 理事会

事務局職員就業規則改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）										
（特別休暇） 第 29 条 特別休暇は，別表 1 の通りとする。 2 特別休暇を与えた期間は，通常の給与を支払う。 別表 1 <table border="1" data-bbox="181 584 772 1335"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 前各号のほかに会長が定める事項</td><td>当該事項について承認した期間</td></tr> </tbody> </table>	事由	承認を与える期間	20 前各号のほかに会長が定める事項	当該事項について承認した期間	（特別休暇） 第 29 条 特別休暇は，別表 1 の通りとする。 2 特別休暇を与えた期間は，通常の給与を支払う 別表 1 <table border="1" data-bbox="823 584 1414 1335"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年間を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</td><td>5 日の範囲内で必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>2021 前各号のほかに会長が定める事項</td><td>当該事項について承認した期間</td></tr> </tbody> </table> 附則 1 7 この規則は，令和 5 年 2 月 1 日から施行する。 （改訂第 139 号）	事由	承認を与える期間	20 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年間を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5 日の範囲内で必要と認められる期間	20 21 前各号のほかに会長が定める事項	当該事項について承認した期間
事由	承認を与える期間										
20 前各号のほかに会長が定める事項	当該事項について承認した期間										
事由	承認を与える期間										
20 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年間を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5 日の範囲内で必要と認められる期間										
20 21 前各号のほかに会長が定める事項	当該事項について承認した期間										

議案第 6 号

令和 4 年度第 3 回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第 14 条の規定に基づき、令和 4 年度第 3 回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

1. 会議名称 令和 4 年度第 3 回評議員会
2. 予定時期 令和 5 年 3 月中旬から下旬
 ※評議員会の前に、令和 4 年度第 5 回理事会を開催します。
3. 予定場所 神栖市保健・福社会館
4. 予定案件 議案第 1 号 令和 5 年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）
 議案第 2 号 令和 5 年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）
 議案第 3 号 令和 5 年度 公益事業区分 収支予算（案）
 ※議案を追加する場合は第 5 回理事会でお諮りします。
5. 招集予定 評議員 31 名

令和 5 年 1 月 26 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 1 月 26 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 4 回 理事会